

中部電力株式会社からの報告の概要  
(5月8日9時30分までに受けたもの)

- 平成29年5月2日、14時30分頃、浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋地下2階(管理区域)において、協力会社作業員が粉状の堆積物を発見した。
- 連絡を受けた中部電力社員が現場に行き、放射性物質を含む堆積物が全部で5箇所にあることを確認した。
- 当該堆積物の放射エネルギーを測定したところ、堆積箇所の表面汚染密度が保安規定に基づき人の立入制限措置を必要とする基準を超えること<sup>\*</sup>を確認したことから、同日17時10分に原子炉等規制法に基づく報告事象<sup>\*\*</sup>と判断し、新たに立入制限措置を講じた。

※当該堆積物からはコバルト60が検出され、堆積箇所の最大の表面汚染密度は $141\text{Bq}/\text{cm}^2$ であった(保安規定上の管理区域内における立入制限区域の設定など特別措置を実施する基準は $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ である。)

※※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の事象

- 堆積物は全て回収され、堆積箇所の床面除染は5月3日に完了している。
- 現在、当該堆積物が発生した原因について調査中である。
- 本事象による周辺環境への影響はない。

(以上)